

件名：在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

【ポイント】

●当館は、本年４月１日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。

●遠隔地にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じて本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。

●今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常２か月ほど（注）かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

【本文】

１ 当館は、本年４月１日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始します。

２ 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。

（１）次の地域にお住まいの方

カラカス首都区、ミランダ州、アラグア州、カラボボ州、グアリコ州、ラグアイラ州を除いた地域

（２）このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください）。

３ 本件特例措置の詳細につきましては、当館ホームページをご覧ください

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itpr_ja/05JP_senkyo-toroku.html

４ 今年の夏に参議院議員通常選挙が予定されておりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方は、この特例措置をご利用ください。なお、在外選挙人登録には、通常２か月ほど（注）かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

（注）申請時点で３か月以上当地に住所を有していることが確認できる場合。

在外選挙制度等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください、
当館までお問い合わせください。

外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話: (+58)-212-262-3435

FAX: (+58)-212-262-3484

ホームページ: <http://www.ve.emb-japan.go.jp>